

Ⅲ わいせつ（児童生徒へのいん行）のケースと関連する法令等

高校で新任3年目のA教諭は、2年生を担当し、教科指導、部活動ともに熱心で、誰にでも優しく、ていねいな指導は定評があり、女子生徒にも人気があった。

ある日の放課後、A教諭が一人で教科準備室で翌日の授業の準備をしていたら、担任していた女子生徒Bが落ち込んだ様子で相談にきた。Bは進路や友人関係の悩みを打ち明けた。A教諭は、優しく対応し、Bは元気を取り戻して帰っていった。

Bはその後も時折A教諭の準備室を訪ねてくるようになり、2人は徐々に親密な関係になり、休日には車で郊外へでかけ、ホテルで関係を持つようになった。

関係は数ヶ月続いたが、Bは次第に成績が下がるとともに精神状態が不安定となってきたため、母親が問いただすと、BはA教諭との関係を母親に打ち明けた。

後日、保護者からの抗議が学校と教育委員会にあり、A教諭とBの不適切な関係が明らかになった。

(1) ポイントを整理してみましょう！

- ◇A教諭は、教科指導や部活動の指導に定評があり、生徒から人気があったので、生徒が恋愛対象と見なす可能性があった。
- ◇A教諭は、女子生徒であるBを教科準備室という密室に招き入れている。
- ◇A教諭は、18歳未満であると知りながら、高校2年生の女子生徒とみだらな関係を持つようになってしまった。
- ◇A教諭との不適切な関係の中で、Bは成績が下がり、精神的にも不安定な状態になってしまった。
- ◇A教諭とBとの不適切な関係を保護者が知り、管理する立場の校長や教育委員会に抗議してきた。

(2) どのような責任が問われる可能性があるのでしょうか？

- ◇身分上の責任

懲戒免職

(参考) 懲戒免職になった場合、教員免許状は効力を失い、退職手当は支給されない。
- ◇刑事上の責任

徳島県青少年健全育成条例違反により懲役又は罰金

(参考) 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金。執行猶予付きであっても禁錮刑以上の場合、欠格条項に該当し失職する。
- ◇民事上の責任

女子生徒Bへの慰謝料等の損害賠償責任

(3) 関連する法令等にはどのようなものがあるのでしょうか？

- ◇地方公務員法第16条、第28条、第29条、第32条、第33条（前出）
- ◇教育職員免許法第10条（前出）
- ◇児童福祉法
(定義)
第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。
 - 一 乳児 満1歳に満たない者
 - 二 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
 - 三 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

(児童保護のための禁止行為)

第34条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

六 児童に淫行をさせる行為

(禁止行為違反の罪)

第60条 第34条第1項第六号の規定に違反した者は、これを10年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

◇徳島県青少年健全育成条例

(定義)

第5条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 青少年 18歳に満たない者をいう。

(いん行及びわいせつな行為の禁止)

第14条 何人も、青少年に対し、いん行又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え又は見せてはならない。

(罰則)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一 第14条第1項又は第2項の規定に違反した者

◇民法第709条、第710条 (前出)

◇教職員の懲戒処分の指針 (標準的な処分量定)

(4) 対応策について検討してみましょう！

◇適切な初期対応を行う (事実関係の把握、被害者への謝罪等)。

◇生徒のプライバシーを保護するために、管理職を中心に必要最小限の教職員で対応する。

◇スクールカウンセラーや養護教諭などを活用し、当該生徒や保護者のメンタルヘルスケアに努める。

◇所管の教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。

◇管理職は、職員室以外で校務を行っている教職員の勤務状況を把握し、必要に応じて指導を行う。

◇研修計画を見直し、わいせつ行為に関連する法令等に精通する研修を実施する。

◇「教職員の懲戒処分の指針」の「標準的な処分量定」を研修資料として取り上げ、具体的な非違行為の内容とその顛末を理解させる。

(5) セルフチェックしてみましょう！

	項目	ア	イ	ウ
1	「教職員の懲戒処分の指針 (標準的な処分量定)」で示されたわいせつ行為等を行った場合の処分を理解している。			
2	県民の教育に対する信頼を損なうことがないように、勤務時間内外を問わず、常に自らの行動を律している。			
3	合意の上でも、18歳未満の青少年とみだらな関係を持つと処罰されることを知っている。			
4	児童生徒を性的な対象として意識することはない。			
5	勤務時間中は、誰に見られても恥ずかしくないよう、職務に専念することを心がけている。			

(ア：はい イ：どちらとも言えない ウ：いいえ)